

「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び
「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務仕様書

1 業務の目的

本市では、平成 23 年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき甲府市の地球温暖化対策を定めた「甲府市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、平成 28 年 3 月には東日本大震災以降の社会情勢を踏まえて見直しを行ったところである。

また、令和 3 年 2 月には、2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、市民、事業者、NPO 等と行政が協働で温暖化対策に取り組んでいる。

国においては、令和 2 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを宣言したことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、地方自治体の脱炭素の取組を定めた「地域脱炭素ロードマップ」を策定した。実行計画に反映させる必要があるとともに、「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現に向けた具体的な施策を講じるため、実行計画を改定するものである。

計画の改定にあたっては、本市の再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、地域内への再生可能エネルギー導入促進のための施策を検討するとともに、地域課題の解決を同時に達成する脱炭素へのシナリオを検討し、地域資源を活用した自立分散型の地域循環共生圏（ローカル S D G s）の構築も踏まえ、2050 年のゼロカーボンシティ実現に向けた実効性のある施策とロードマップをまとめた「甲府市ゼロカーボン戦略」を策定する。

なお、本業務は、環境省補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用して実施する予定のものであり、同補助金交付規定等に従って実施する。

2 業務の名称

「甲府市地球温暖化対策実行計画」改定及び
「甲府市ゼロカーボン戦略」策定業務

3 業務実施期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

4 区域施策編業務内容

業務内容は次のとおりとする。なお、国、山梨県の施策及び本市の第六次総合計画、甲府市環境基本計画等の関連計画との整合性を図るとともに、本市の地域性や特色を考慮したものとする。

なお、本業務の実施にあたっては「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正内容及び「地域脱炭素ロードマップ」の内容を反映させるとともに、環境省が公表している次の資料等、最新の知見に基づき適切な方法で行うこと。

- ・地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver.1.0

- ・最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

（1）基本事項、基礎情報収集、現状分析

計画全体の構成を提示するとともに、区域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス削減の取組に関する基礎情報の収集、現状分析及び地域課題の把握を行う。

- ① 計画の全体構成を提案する

- ② 地球温暖化に関する最新情報（現状、影響、国内外の動向、IPCC 報告書等）の調査

- ③ 他市の事例調査

- ④ 区域の気候変動の現状と予測

- ⑤ 現行計画の施策の実施状況等について調査するとともに、「ゼロカーボンシティ」実現に向けた課題の分析

- ⑥ 本市の総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の関連計画、法令、制度との関連性の整理

（2）温室効果ガス排出状況の調査

- ① 本市の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推計及び将来推計の実施。なお、推計に当たっては複数のパターンで行うこと

- ② 本市の森林の二酸化炭素吸収量の調査

- ③ 上記 ① 及び ② の調査に基づき、本市の課題、特性を分析

（3）2030 年度目標値の検討

- ① 国の地球温暖化対策推進計画において定められた 2030 年度の削減目標と整合性を図るとともに、本市が実行可能な削減量を分析し、2030 年度

の目標値を設定する

② 国及び県との整合性を図る中で基準年について検討する

(4) 目標達成に向けた施策の検討

本市の特性を踏まえ、目標達成に向けた施策の検討を行うとともに、2030年度及び2050年ごとの施策の指標を設定する。また施策の設定にあたっては、SDGsの目標との整合を図る。

(5) 再生可能エネルギーの導入目標の作成

本市の再生可能エネルギーのポテンシャル及びエネルギー消費量の予測を踏まえ、2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を作成する。本市全域の導入目標と合わせ、公共施設における再生可能エネルギーの導入目標も作成する。

① 市内で開発可能な再生可能エネルギーの総量の概算把握

② 各種再生可能エネルギーの発電コスト等の動向、将来展望の整理

③ 再生可能エネルギーの域内利用に向けた検討(送電配電インフラ等)

(6) 温室効果ガス排出量の算出について

本市の温室効果ガス排出量の算出については、自治体排出等カルテの活用を含め、積算法・按分法それぞれの本市の温室効果ガス排出量の算定ファイルを作成する。

(7) 気候変動適応策の検討

① 本市の気候変動の影響の現状及び将来予測を調査し、その調査結果を踏まえた適応策を検討する。

② 適応策の適切な推進方法について提案する。

5 事務事業編業務内容

業務内容は次のとおりとする。計画の改定にあたっては、環境省から示される最新の地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアルに準拠すること。

(1) 温室効果ガスの排出状況と目標の達成状況の評価

(2) 削減目標と施策等の検討

※上記(1)・(2)に係る改定、資料提供を行うこと。

(3) 職員の省エネへの取り組み及び意識啓発について支援を行うこと。

6 甲府市ゼロカーボン戦略（地域脱炭素ロードマップ）の策定

本市の特性と温室効果ガスの将来推計を踏まえた将来ビジョン・脱炭素シナリオとすること。

（１）家庭や企業における脱炭素

多様なステークホルダーがそれぞれの役割を明確にイメージできる将来ビジョンとすること。

（２）二酸化炭素排出抑制と産業振興

地域の経済・社会的諸課題を同時解決する方向性とすること。

（３）2050年ゼロカーボンシティの達成

2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた甲府市ゼロカーボン戦略（地域脱炭素ロードマップ）を策定する。策定にあたっては、バックキャストで設定するとともに、年度ごとに修正が容易にできるものとすること。

7 計画改定に伴う会議開催の支援

市で設置する外部委員を含む「甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会」、庁内で組織する「地球環境問題庁内連絡会議」及び「地球温暖化対策推進本部」の会議で使用する資料の作成、会議への出席、資料の説明及び助言、会議録の作成、会議の意見を踏まえた資料への反映等の支援を行う。

8 パブリックコメントへの対応

提出された意見等の整理を行い、計画への反映を検討すること。

9 冊子等のデザインの検討

計画及び概要版の作成にあたっては、次の点に注意し、デザインについて検討を行うこと。

- （１）写真・イラスト・図表などを用い、市民が理解しやすい内容・表現とする
- （２）デザイン性の優れたものにする
- （３）計画に合致する副題を検討する
- （４）コラムを入れる

1 0 成果品及び支払いについて

本事業の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 上記(1)の電子データ一式
- (3) 基礎調査等報告書 5部
- (4) 実行計画概要版 50部
- (5) 実行計画製本版 200部(A4版 120頁程度)
- (6) 甲府市ゼロカーボン戦略の電子データ一式
- (7) 上記(3)～(6)の電子データを記録したDVD-RまたはCD-R
(ワード又はエクセル型式及びPDF型式の電子データ)

1 1 注意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務で知り得た個人情報については、本業務でのみ活用するものとし、他の業務に利用してはならない。また、個人情報の管理の徹底を図るとともに、外部に流出しないよう適切な措置を講じなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等において第三者に再委託しなければならない場合は書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

(3) 調査内容等の第三者への提供の禁止

- ① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- ② 受託者は甲府市長が認めた場合を除き、受託内容を他の用途に利用してはならない。

(4) 調査データの保護

- ① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはいけない。
- ② 再委託する場合は、個人情報や調査内容の保護については、受託者が責任をもって管理すること。
- ③ 受託者は、業務委託契約終了後もデータの保護を行うこと。

(5) 法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、各種法令の遵守に努めること。

1 2 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項等について、本市の指示のもと変更を加える場合については、受託者と甲府市が協議の上で決定するものとする。